

事務局説明資料

2020年11月25日
金 融 庁

経済を力強く支える金融機能の確立に向けた政策対応の方向性

- 金融機関は、ポストコロナの日本経済の回復・再生を支える「要」。
- 経営環境が厳しさを増す中、金融機関が、それぞれの判断の下で経営基盤を一層強化し、求められる役割を果たすことができるよう、規制緩和などを通じて幅広い選択肢を用意する。

| | 収益力の強化 | 経費の合理化 | 合併・経営統合など |
|----------|--|---|--|
| 金融機関の取組み | <ul style="list-style-type: none"> ○フィンテック ○地域商社 ○投資運用業者との連携 ○海外業務の拡大 | <ul style="list-style-type: none"> ○共同化・業務提携 <ul style="list-style-type: none"> - ATM - 店舗 - システム・バンキングアプリ | <ul style="list-style-type: none"> ○県内など同一・隣接地域の合併 ○銀行持株会社を活用した、同一・隣接地域にとどまらない経営統合（広域化） |
| | △ | △ | △ |
| 政策対応の方向性 | 規制緩和 | | 経営基盤強化に向けたその他の環境整備 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ● デジタル・地方創生等業務の拡充・追加 <ul style="list-style-type: none"> ・企業のデジタル化支援 ・地域の人材派遣 ・持続可能な社会の構築 等 ● 出資を通じたハンズオン支援機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ベンチャービジネス会社 ・事業再生会社・事業承継会社 ・地域活性化事業会社 ● 海外金融会社の買収円滑化 | <ul style="list-style-type: none"> ● バックオフィス業務などのさらなる合理化 <ul style="list-style-type: none"> ・収入依存度規制の見直し ● 銀行代理店の業務範囲の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・兼業代理店による融資仲介 ● 「非上場化」に関する留意点の整理 | <ul style="list-style-type: none"> ● 独占禁止法の特例法（2020年11月施行） ● 上記特例法の施行にあわせ、金融庁「サポートデスク」設置 ● 資金交付制度の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・ポストコロナの地域経済の回復・再生を支える金融機能の維持 ・抜本的な事業の見直しを支援 ・財源は預金保険機構の剰余金 |

資金交付制度（案）

| | |
|-------------------|---|
| 目的 | <ul style="list-style-type: none">■ 人口減少地域等においてポストコロナの地域経済の回復・再生を支える金融機能を維持する |
| 対象 金融機関 | <ul style="list-style-type: none">■ 合併・経営統合その他の抜本的な事業の見直しを行う地銀等[※]■ 資金交付を受けようとする地銀等は、資金交付の申請時に経営強化計画を策定・提出 <p>（※）人口減少地域を主たる営業地域とし、特に経営環境の厳しい先</p> |
| 交付額 | <ul style="list-style-type: none">■ 事業の見直しに必要な追加的な初期コスト（システム投資等）の一部 |
| 財源 | <ul style="list-style-type: none">■ 預金保険機構の利益剰余金[※]を活用 <p>（※）金融機能強化勘定^{（注）}。資本参加行からの配当収入の内部留保分</p> |
| 監督 ・ モニタリング | <ul style="list-style-type: none">■ ポストコロナの地域経済の回復・再生に資する経営基盤を構築できるか審査し、5年間進捗をモニタリング |
| 申請期間 | <ul style="list-style-type: none">■ 5年間（申請期限：2026年3月末） |

（注）金融機能強化法に基づく資本参加に関する業務を経理する勘定。